意見提出者	団体
-------	----

1. 項目

建設業許可における「経営業務の管理責任者」の対象者に関する要件緩和

2. 既存の制度・ 度・よて利害されて 所にいい、 例・状況 ICT を利用した情報処理システムの受託開発、または情報処理機器や通信機器等の販売等において、電気工事や電気通信工事が必要となる場合があり、この場合、建設業許可が必要となる。

建設業許可を取得・維持するための要件として、常勤役員に、経営業務の管理責任者としての経験を有する者を設置することが義務つけられている。なお、ここでいう「役員」とは、「業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者」とされており、「執行役」には、委員会設置会社における執行役は含まれる。しかし、取締役会設置会社において執行役員制度を導入している企業における執行役員等は、上記の「執行役」には含まれないとされ、経営業務の管理責任者となることは認められていない。

このため、既に建設業許可を保有している ICT 事業者(取締役会設置会社の場合)は、常に、取締役のうち 1 名に必ず経営業務の管理責任者を設置しなければならず、コーポレートガバナンスの強化の方策が狭められている。また、新たに建設業許可を取得しようとする ICT 事業者においては、取締役メンバーとして「経営業務の管理責任者」の資格を有する者を確保することが困難な場合も多く、業界参入の障壁となっている。

冒頭にも触れたがICT関連サービスには建設業許可が必要な場合もあるところ、上記のような参入障壁は、ICT関連市場における価格競争や品質競争の非活性化の一因にもなりかねない。また、その影響を受けるのは最終的にはICT利用者であるから、ICTの利活用を阻害する一つの要因になり得る。

3. ICT利

活用を阻害 する制度・ 規制等の根 拠 建設業法 第7条第1項

4. ICT利

(提案内容)

株式会社の経営に関し、取締役会以外に任意機関として「執行機関」を 置き、取締役会を監督機関とすることでコーポレートガバナンスの強化を 図っている場合、「執行機関」の構成員(執行役員等)を「取締役等に準じ るもの」として認めるべき。

(提案理由)

会社法施行以降コーポレートガバナンスの強化のため、取締役会設置会社においても「執行と監督の分離」のため、取締役会以外に執行機関を置いている会社が多い。このような場合には、「監督機関」である取締役会の構成員より、「執行機関」の構成員のほうが、実質的な「経営業務の管理」を行っているため、当該構成員の中に有資格者を置いたほうが法の目的に合致する。

(補足事項)

なお、執行役員の職務については、証明方法については、下の二つをも

って容易に証明が出来る。

「取締役会議事録」:選任ならびに権限委譲の確認。

「事業報告書」: 内部統制決議に基づく、各社の「執行機関」の位置づけの確認。また、各年度の執行の状況も同時に事業報告としての確認。適正性を担保するため、監査役会設置会社の事業報告で、かつ、監査役全員が相当であると認めているものに限定して使用を認めることができる。

%1:上記二つは法定作成書類であり、すべての株式会社で作成されるものである。

※2:監査役会設置会社については、監査役の過半数は社外監査役であるため、事業報告書は第三者による内容の適正性についての担保が図られている。